

第 1 0 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 1 番, 2 番)

開催期日 令和 6 年 4 月 2 5 日

第10回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和6年4月25日(木) 午後6時00分

場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 清 藤 大 亮

本日の出席委員

1 番 鈴 木 正 志

2 番 田 村 俊 彦

3 番 田 村 賢 治

4 番 西 川 満

5 番 桂 一 照

6 番 柴 田 貴 浩

7 番 土 門 雅 一

8 番 松 田 とも子

10 番 長 尾 卓 也

11 番 川 崎 浩 彦

12 番 木 下 等 嗣

13 番 寺 雅 彦

14 番 吉 田 義 弘

15 番 吉 尾 由美子

16 番 大 櫛 和 矢

17 番 塚 本 政 紀

18 番 鳥 村 正 行

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 藤 澤 祐 之

〃 事務局 主査 清 藤 大 亮

〃 事務局 員 山 下 倅 生

〃 事務局 員 成 田 卓 朗

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1	会議録署名委員の指名	
2	会期の決定について	
3	諸般の報告について	
4	報告第 17 号	農地のあっせん成立について
5	議案第 54 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
6	議案第 55 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
7	議案第 56 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
8	議案第 57 号	土地の現況証明願いについて
9	議案第 58 号	農用地利用集積計画（案）について
10	議案第 59 号	農地のあっせんについて
11	議案第 60 号	令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
12	農業団体等報告事項	

（局長）

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 10 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は全員出席。栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

農作業が始まりお忙しい日々を過ごしている事と思います。令和 6 年度最初の総会という事で議事も多い所ですが慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議長）

日程 1 会議録署名委員についてですが、1 番鈴木委員、2 番田村俊彦委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。3 月 28 日、第 5 回運営委員会を開催しております。4 月 3 日、栗山町農民協議会第 62 回総会が開催され、鳥村会長が出席しております。4 月 4 日、空知農業委員会連合会役員会・通常総会が深川市にて開催され、鳥村会長が出席しております。4 月 16 日、栗山町米麦改良協会定期総会が開催され、鳥村会長が出席しております。4 月 18 日、栗山町農業再生協議会が開催され、鳥村会長が出席しております。同日、現地調査を鈴木委員、柴田委員、寺委員で実施しております。4 月 25 日、第 6 回運営委員会を開催しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程 4 報告第 13 号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第 17 号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は 2 件でございます。

番号 1 申出者住所・氏名 ○○市○○区○○1 番 1-203 号 ○○○○、相手方住所・氏名 栗山町○○字○○142 番地 ○○○○、成立年月日は令和 6 年 3 月 29 日でございます。対象農地につきましては、○○107 番地 12 地目については公簿、現況ともに田、面積 2,844 m²外 10 筆。内訳につきましては、田 3 筆 5,612 m²、畑 6 筆 22,718 m²、雑種地 2 筆 1,078 m²、11 筆合計 29,408 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田○○○○○○円、畑○○○○○○円、雑種地○○○○○○円、面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、鈴木委員、土門委員でご

ざいます。

番号 2 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇396 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇374 番地 1 〇〇〇〇、成立年月日は令和 6 年 4 月 9 日でございます。対象農地につきましては、〇〇390 番地 2 地目につきましては、公簿が畑、現況が田、面積 5,987 m²外 12 筆。内訳につきましては、田 6 筆 28,878 m²、畑 2 筆 4,598 m²、雑種地 4 筆 1,285 m²、用悪水路 1 筆 68 m²、合計 13 筆 34,829 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、用悪水路〇〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村俊彦委員、柴田委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 議案第 54 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 54 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記農地にかかる賃貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は、4 件でございます。

番号 1 所在 〇〇11 番地 9 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 1,801 m²外 1 筆。全筆畑でございまして、合計 2 筆 2,089 m²でございます。利用状況については普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 平成 27 年 11 月 30 日、契約期間 平成 27 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 4 月 9 日でございます。賃貸人 栗山町〇〇87 番地 〇〇〇〇、賃借人 栗山町〇〇252 番地 一般財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇となっております。

番号 2 所在 〇〇11 番地 9 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 1,801 m²外 1 筆。全筆畑でございまして、合計 2 筆 2,089 m²でございます。利用状況については普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 平成 27 年 11 月 30 日、契約期間 平成 27 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 4 月 9 日でございます。賃貸人 栗山町〇〇252 番地 一般財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇21 番地 3 〇〇〇〇となっております。

番号 3 所在 〇〇45 番地 5 地目につきましては公簿が田、現況が畑、面積 2,115 m²外 2 筆。全筆畑でございまして、合計 3 筆 3,706 m²でございます。利用状況については普通畑、契約内容 賃貸借、

契約年月日 令和2年1月31日、契約期間 令和2年1月31日から令和6年11月30日、解約通知日は令和6年4月9日でございます。賃貸人 栗山町字〇〇1番地10 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇540番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇となっております。

番号4 所在 〇〇109番地5 地目につきましては公簿が雑種地、現況が田、面積820㎡外9筆。全筆田でございまして、合計10筆26,038.61㎡でございます。利用状況については水田、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和6年3月29日、契約期間 令和6年3月29日から令和7年11月30日、解約通知日は令和6年4月9日でございます。賃貸人 栗山町〇〇25番地15 推定相続人〇〇〇〇、賃借人 栗山町〇〇25番地15 〇〇〇〇となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第54号「農地法第18条第6項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第46号は原案どおり決定いたします。

日程6 議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転(売買及び贈与)2件でございます。

番号1 所在 〇〇39番地16 地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積923㎡の1筆でございます。譲渡人につきましては、栗山町字〇〇39番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして今後耕作する予定がない事から農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字〇〇39番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして経営規模の拡大を図りたく農地を譲り受けたいとなっております。

番号2 所在 〇〇109番地5 地目につきましては、公簿が雑種地、現況が田、面積820㎡外11筆。内訳につきましては、田10筆26,308.61㎡、畑2筆1,052㎡、合計12筆27,090.61㎡でございます。譲渡人につきましては、栗山町字〇〇25番地15 〇〇〇〇、摘要といたしまして今後耕作する予定がない事から農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字〇〇244番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして経営規模の拡大を図りたく農地を譲り受けたいとなっております。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(12 番 木下)

番号 1 につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により農地を譲渡するものとなっており、農地所有者本人の意向である事から、問題ないと思います。

(17 番 塚本)

番号 2 につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により農地を譲渡するものとなっており、農地所有者本人の意向である事から、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって原案どおり決定いたします。

議案第 55 号については全て原案どおり決定いたします。

日程 7 議案第 56 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は 1 件でございます。

番号 1 所在 〇〇92 番地 4 の内 地目につきましては、公簿が原野、現況が田、面積 80 m²外 1 筆。全筆田でございまして合計 2 筆 9,251 m²。譲渡人 栗山町字〇〇90 番地 〇〇〇〇、譲受人 〇〇市〇〇区〇〇6 番 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、転用目的につきましては、耕土改良及び土砂採取となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(6 番 柴田)

令和 6 年 3 月 28 日、第 9 回農業委員会総会後に提出のあった農地法第 5 条の転用申請及び現況証明の願い出に基づき、令和 6 年 4 月 18 日に、鈴木委員、寺委員、藤澤事務局長、清藤主査、山下主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。番号 1 につきまして、申請地は、栗山町役場継立出張所の南約 6.8km に位置する農用区域内農地であり、この度、申請者より耕土改良に合わせて土砂採取を行い、平坦な優良農地に復元したい旨の一時転用の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。また、現況証明願いにつきまして、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い、確認しております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。只今、事務局、及び現地調査班長より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 56 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 56 号は原案どおり決定といたします。

日程 8 議案第 57 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 57 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は、1 件でございます。

番号 1 所在 ○○502 番地 1 公簿地目 畑、現況地目 農地外、面積 294 m²の 1 筆でございます。
利用状況 原野、所有者及び願出人氏名 ○○市○○区○○8 番 20 ○○○○外 1 名、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(6 番 柴田)

現況証明願いにつきまして、申請どおりの現況であることを、現地調査を行い、確認してきております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。只今、事務局より説明があり、現地調査班長より報告を受けておりますが、何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

それでは議案第 26 号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 57 号については原案どおり決定といたします。

日程 9 議案第 58 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 58 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、所有権移転 15 件、賃貸借 2 件、合計 17 件でございます。

整理番号 6 所 1-1 所有権の移転を受ける者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、所有権を移転する者 栗山町字○○572 番地 ○○○○、申出年月日は令和 6 年 4 月 11 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○569 番地 1 現況地目 田、面積 18,885 m²外 3 筆。内訳につきましては、田 3 筆 51,471 m²、畑 1 筆 2,222 m²、4 筆合計 53,693 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 4 月 26 日 対価につきましては、10 アールあたり 田○○○○○○円 畑○○○○○○円。それぞれ面積を乗じまして、諸経費も含めまして合計○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 6 年 6 月 14 日となっております。

整理番号 6 所 2-1 所有権の移転を受ける者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、所有権を移転する者 栗山町字○○199 番地 5 ○○○○、申出年月日は令和 6

年4月11日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○2009 番地 現況地目 田、面積 6,658 m²外 6 筆。内訳につきましては、田 6 筆 57,777 m²、畑 1 筆 1,242 m²、7 筆合計 59,019 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 4 月 26 日 対価につきましては、10 アールあたり 田○○○○○○円 畑○○○○○○円。それぞれ面積を乗じまして諸経費も含めまして合計○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 6 年 6 月 14 日となっております。

整理番号 6 所 3-1 所有権の移転を受ける者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、所有権を移転する者 栗山町字○○168 番地 ○○○○、申出年月日は令和 6 年 4 月 11 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○743-1 番地 現況地目 田、面積 6,389 m²外 7 筆。全筆田で 8 筆合計 32,168.71 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 4 月 26 日 対価につきましては、10 アールあたり ○○○○○○円。面積を乗じまして諸経費も含めまして合計○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 6 年 6 月 14 日となっております。

整理番号 6 所 4-1 所有権の移転を受ける者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、所有権を移転する者 ○○町○○2 番地 ○○○○他 3 名、申出年月日は令和 6 年 4 月 11 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○595 番地 現況地目 田、面積 24,122 m²外 4 筆。内訳につきましては、田 4 筆 38,972 m²、畑 1 筆 2,001 m²、5 筆合計 40,973 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 4 月 26 日 対価につきましては、10 アールあたり 田○○○○○○円 田○○○○○○円 畑○○○○○○円。それぞれ面積を乗じまして諸経費も含めまして合計○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 6 年 6 月 14 日となっております。

整理番号 6 所 5-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字○○398 番地 ○○○○、所有権を移転する者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、申出年月日は令和 6 年 4 月 5 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○80 番地 2 現況地目 田、面積 5,710 m²外 9 筆。内訳につきましては、田 9 筆 38,418 m²、畑 1 筆 883 m²、10 筆合計 39,301 m²でございます。利用目的 水田及び畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 4 月 26 日 対価につきましては、10 アールあたり 田○○○○○○円 田○○○○○○円 畑○○○○○○円。それぞれ面積を乗じまして 合計○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い

期限につきましては、令和 6 年 8 月 29 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男 4 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 6-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇617 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 4 月 5 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇620 番地 1 現況地目 田、面積 10,309 m²外 3 筆。全筆田で 4 筆合計 23,405 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 4 月 26 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 田 〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 6 年 9 月 27 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・ブロッコリーで、構成員は男 4 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 7-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇543 番地 1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 4 月 5 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇625 番地 1 現況地目 田、面積 10,002 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 4 月 26 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 6 年 9 月 27 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・いちご苗で、構成員は男 3 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 8-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇534 番地 1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 4 月 5 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇628 番地 1 現況地目 田、面積 3,850 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 4 月 26 日 対価につきましては、10 アールあたり 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 6 年 9 月 27 日

となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男1人、女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所9-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇850番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和6年4月5日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇471番地1 現況地目 田、面積4,550㎡他6筆でございます。内訳につきましては、田5筆44,592㎡、畑2筆3,894㎡、7筆合計48,486㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年4月26日 対価につきましては、10アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年1月30日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男2人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所10-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇550番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和6年4月5日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇535番地 現況地目 田、面積17,753㎡他3筆でございます。全筆田で、4筆合計64,568㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年4月26日 対価につきましては、10アールあたり 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年2月27日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男2人、女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所11-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇306番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和6年4月5日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇1412番地1 現況地目 田、面積10,338㎡他2筆でございます。全筆田で、3筆合計29,079㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年4月26日 対価につきましては、10アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。

ます。対価の支払い期限につきましては、令和7年3月14日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所12-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇374番地1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和6年4月5日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇250番地1 現況地目 畑、面積13,046㎡他3筆でございます。内訳につきましては、田2筆8,606㎡、畑2筆13,826㎡、4筆合計22,432㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年4月26日 対価につきましては、10アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円 田〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年3月14日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所13-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇168番地63 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和6年4月5日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇2番地3 現況地目 田、面積3,843㎡他4筆でございます。全筆田で5筆合計39,630㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年4月26日 対価につきましては、10アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円 田〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年2月27日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男7人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所14-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇142番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇3丁目1番〇〇号 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年3月29日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇107番地12 現況地目 田、面積2,844㎡他10筆でございます。内訳につきましては、田3筆5,612㎡、畑6筆22,718㎡、雑種地2筆1,078㎡、11筆合計29,408㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時

期はともに令和 6 年 4 月 26 日 対価につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇〇円 雑種地〇〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 6 年 10 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・種子馬鈴薯で、構成員は男 3 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 15-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇374 番地 1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇396 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 4 月 9 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇390 番地 2 現況地目 田、面積 5,987 m²他 12 筆でございます。内訳につきましては、田 6 筆 28,878 m²、畑 2 筆 4,598 m²、雑種地 4 筆 1,285 m²、用悪水路 1 筆 68 m²、13 筆合計 34,829 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 4 月 26 日 対価につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円 田〇〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇〇円 雑種地〇〇〇〇〇〇〇円 用悪水路〇〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 6 年 10 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 16-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇48 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇1 番地 10 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 4 月 11 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇45 番地 1 現況地目 畑、面積 2,115 m²他 2 筆でございます。内訳につきましては全筆畑で、3 筆合計 3,706 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 6 年 4 月 26 日から令和 6 年 11 月 30 日までの 7 か月、借賃につきましては、10 a あたり、畑〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦で、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 17-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇803 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町〇〇25 番地 27 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 4 月 15 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇993 番地 2 現況地目 田、面積 50,695 m²他 1 筆でございます。

内訳につきましては全筆田で、2 筆合計 52,333 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 6 年 4 月 26 日から令和 15 年 11 月 30 日までの 9 年 7 か月、借賃につきましては、10 a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円となっております。借賃の支払方法は、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇 指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻、小麦で、世帯員は男 3 人、女 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

はい。只今事務局より賃貸借 2 件、所有権移転 15 件、計 17 件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件を審議したいと思います。塚本委員退席願います。

(塚本委員退席)

それでは、整理番号 6 所 7-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 7-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 7-1 は原案どおり決定いたします。

(塚本委員着席)

続きまして、西川委員退席願います。

(西川委員退席)

それでは、整理番号 6 所 12-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 6 所 12-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 12-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 15-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 15-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 15-1 は原案どおり決定いたします。

(西川委員着席)

続きまして残る 14 件について審議したいと思います。

整理番号 6 所 1-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 1-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 1-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 2-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 2-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 2-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 3-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 3-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 3-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 4-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 4-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 4-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 5-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 5-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 5-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 6-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 6-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 6-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 7-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 7-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 7-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 8-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 8-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 8-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 9-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 9-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 9-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 10-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 10-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 10-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 11-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 11-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 11-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 12-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 12-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 12-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 13-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 13-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 13-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 14-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 14-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 14-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 15-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 15-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 15-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 16-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 16-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 16-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 17-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 17-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 17-1 は原案どおり決定いたします。

日程 10 議案第 59 号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案 59 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は 3 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇132 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 6 年 4 月 3 日 申出地所在 〇〇121 番地 1、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積 690 m²外 1 筆。内訳につきましては、全筆畑で 2 筆合計 1,180 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(3 番 田村賢治)

〇〇さんにおかれましては、転居のためこの地を離れるということから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 1 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 1 はあっせんを可といたしますので、田村賢治委員、田村俊彦委員よろしくをお願いします。

続いて番号 2 について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号 2 あっせん申出者 栗山町〇〇87 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 6 年 4 月 10 日 申出地所在 〇〇1137 番地 5、地目につきましては、公募現況ともに田、面積 3,055 m²外 4 筆。内訳につきましては、田 1 筆 3,055 m²、畑 2 筆 601.33 m²、雑種地 1 筆 41 m²、用悪水路 1 筆 1,072 m²、合計 5 筆 4,769.33 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4 番 西川)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さんおよび〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 2 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 2 はあっせんを可といたしますので、西川委員、田村俊彦委員よろしくお願いします。

続いて番号 3 について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号 3 あっせん申出者 栗山町〇〇167 番地 86 〇〇〇〇 申出年月日 令和 6 年 4 月 9 日 申出地所在 〇〇278 番地 1、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積 629 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(2 番 田村俊彦)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村賢治委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 2 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 2 はあっせんを可といたしますので、田村俊彦委員、田村賢治委員よろしくをお願いします。

日程 11 議案第 60 号「令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 60 号「令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について」ご説明申し上げます。

まず令和 5 年度農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表につきまして、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づき最適化活動を実施することとされており、同 37 条において最適化の状況、事務の実施状況を公表する事となっております。本内容にてご承認頂いた後、6 月末までに公表する事となっております。

I 農業委員会の状況 1 農業委員会の現在の体制につきまして、農林業センサス及び各種統計より記載しており、総農家数 369 戸、農業経営体数は 279 経営体となっております。農業者数は 679 名、認定農業者は 279 経営体となっております。耕地面積は 5,920ha、内訳につきましては、田 3,990ha、畑 1,930ha という状況です。

II 最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標につきましては、③実績 新規集積 10ha、今年度

末の集積面積 5,418ha となっております。例年と比べ権利移動の案件が多く目標を達成することができました。(2) 遊休農地の発生防止・解消 ③実績につきましては、農業委員皆さんのご尽力により未然防止がなされている事により本町は遊休農地がございません。(3) 新規参入の促進 ③実績につきましては、農地意向調査にて以降の把握を行いました。2 最適化活動の活動目標について、目標として 1 人当たりの活動日数を 1 か月あたり 6 日としております。(2) 活動強化月間の設定につきまして、②実績活動強化月間の設定回数 3 回、農地の利用状況調査等を行いました。(3) 新規参入相談会への参加 ②実績 参加回数は目標を上回る 3 回の相談会に農業委員さんに出席頂けました。最後に目標の達成状況の評語につきましては、目標に対して期待を上回る結果が得られたとなりました。また、個別の評語につきましては、記載の通りです。以上です。

(議長)

はい。事務局からの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 60 号「令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 60 号については原案通り決定とします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は 5 月 30 日木曜日 午後 6 時 00 分から、現地調査につきましては 5 月 23 日木曜日 午前 9 時 30 分から 第 3 班 田村俊彦委員、吉田委員、大櫛委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(主査)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午後 7 時 30 分 終了)